

第六十号議案

江戸川区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月六日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和二年三月江戸川区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条を第六条とする。

第二条中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）」を「この条例に特別の定めがあるもののほか、省令」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（従業者の員数）

第四条 省令第五条第一項並びに第六条第七項及び第八項の規定にかかわらず、保育所、家庭的保育事業所等若しくは認証保育所（法第三十五条第四項による認可を受けていない保育施設のうち、東京都が認証したものという。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

（設備）

第五条 省令第十条第一項及び第二項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達

支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設又は認証保育所の設備に兼ねることができる。

第一条の次に次の一条を加える。

（定義）

第二条 この条例で使用する用語の意義は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「省令」という。）で使用する用語の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

指定児童発達支援事業所において障害児の支援に従事する職員について、障害児と保育所等に入所している児童を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、認証保育所を利用する児童への保育も行うことができることとするほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。